

---

---

# 第1章 奈良県地域福祉計画の 策定にあたって

---

---

---

## I. 奈良県地域福祉計画の位置づけ

---

- 本計画は、県域における地域福祉を推進するため、広域的な見地から、市町村が行う地域福祉推進の取組を支援する「県の市町村支援計画」（社会福祉法第108条）であるとともに、県がコーディネート役となって、国の制度や地域福祉に関連する分野を市町村や地域につなぐとともに、自らも主体的に取り組む「県域の地域福祉計画」です。
- また、県、市町村、社協、民間団体等が、地域における課題認識を共有し、その課題解決に向け、県も現場において市町村等様々な主体と協働・連携して取り組む福祉分野の「奈良モデル」推進計画です。

---

## II. 計画の期間

---

- 本計画の実施期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

---

## III. 計画の構成

---

- 県域の地域福祉を推進するうえでの「県域地域福祉推進大綱」と施策を体系化させた「アクションプログラム」の2部構成とします。

---

## IV. 計画の基本的な考え方

---

### 1. 「県域」の地域福祉計画の考え方

- 「県域」の地域福祉計画の発想の原点は、国の階層的・縦割りのな福祉制度を一旦県で融合し、奈良県域の地域福祉に転換させて、それを各市町村や関係機関・団体につなげようとするものです。
- また、地域福祉の中には、既存の「福祉」の考え方のほか、地域住民の生活に密接に関連する「医療」、「就労」、「健康」などの幅広い分野の制度や取組も含まれており、これらについても、まちづくりや地域包括ケアシステム、生活支援システムといった観点から、それぞれの地域の特性やニーズに合わせてコーディネートし、各市町村等につげるものです。
- とりわけ、市町村によっては取り組みにくい「医療」や「就労」等の分野とのコーディネートは「県域」の地域福祉の重要課題と位置づけています。
- 奈良県地方創生総合戦略及び、奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画、奈良県障害者計画、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン等の分野別計画との整合を図りつつ、福祉以外の分野とも連携しながら地域福祉を推進します。

### 2. 県の基本的な役割

- 県は、「奈良県域の地域福祉のあり方、目指すべき方向性、施策体系」等について、市町村や社会福祉協議会などの多様な主体と認識を共有し、チーム力を発揮して、それぞれが個別具体的な取組を実行するとともに、必要に応じて柔軟に協働・連携した取組を実行することにより、「持続可能な地域福祉のシステム」の構築を目指します。

- 県は、地域の地域福祉のコーディネート役として、国の制度や地域福祉に関連する各分野の取組等を市町村や関係機関等につなぎ、「奈良モデル」の考え方にに基づき、本県の地域の地域福祉を推進します。

目標①：県は、国の法制度（縦割り）を融合させ、奈良地域の地域福祉に転換を図る。

目標②：県は、まちづくりや地域における生活支援といった観点から、各分野の施策に横串しを通し、県内各地域のニーズや目標に応じた地域福祉を推進する。

目標③：県は、市町村によっては取り組みにくい医療や就労等の分野における施策を重点的に推進する。

目標④：県は、市町村や県社協、関係機関・団体等と協働・連携して取り組む「奈良モデル」として推進する。

目標⑤：県は、「めざす地域の姿」の実現に向け、様々な主体と協働・連携しながら、県内全域において持続可能な地域福祉のシステムを構築する。

- 県は、地域・地域で活動する様々な人（主体）をネットワーク化し、つなぎ合わせることにより、地域における総合的支援力の向上を図り、地域の地域福祉を推進します。

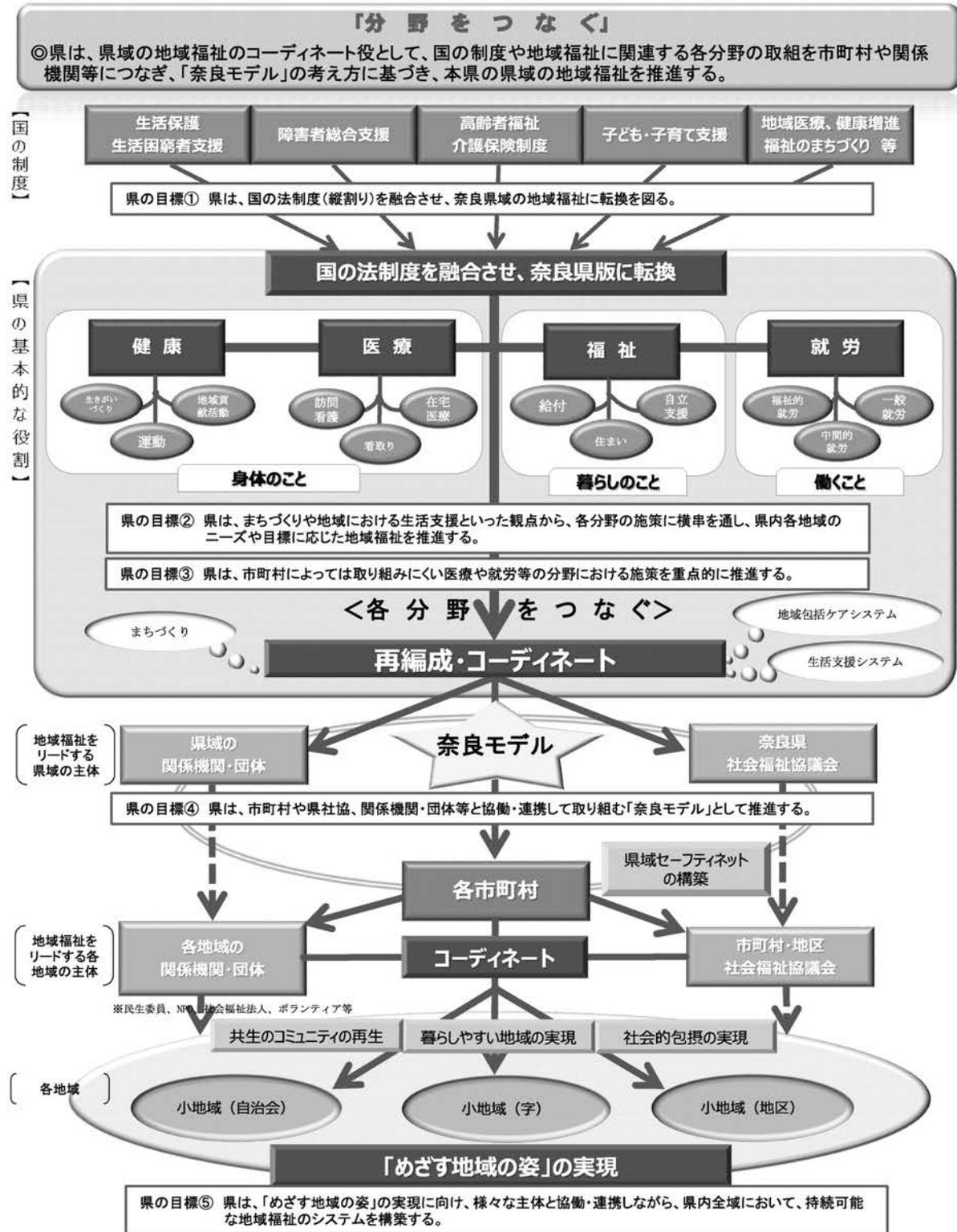
目標①：県は、市町村域では出口の見えない課題を、県域レベルの専門機関等に繋ぎ、課題を解決する「地域の仕組み」（地域の支援ネットワーク）を構築する。

目標②：県は、県社協や市町村と協働して、地域・地域のネットワークを活用する核となる人材を養成・確保する。

目標③：県は、県社協や市町村と協働して、日常生活の課題を解決する「地域の仕組み」（市町村域の生活支援ネットワーク）の構築を支援する。

目標④：県は、地域・地域の二重のネットワークを構築し、地域における様々な生活課題の解決をサポートする仕組みを構築することにより、総合的な地域福祉を推進する。

# 県域の地域福祉計画における県の基本的な役割①



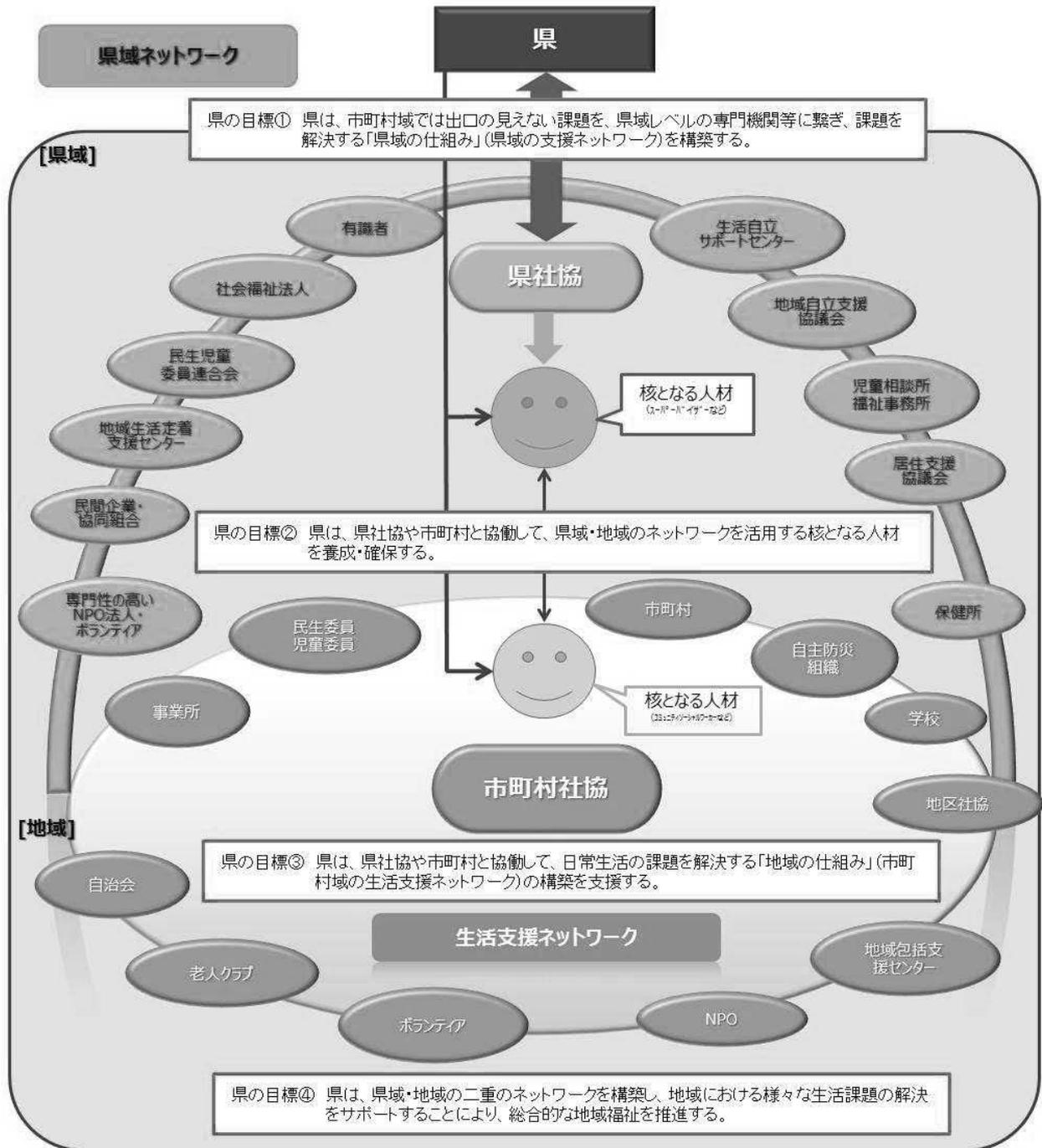
(参考) 「奈良モデル」とは

奈良県と県内市町村等が、連携・協働して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。

## 県域の地域福祉計画における県の基本的な役割②

### 「人をつなぐ」

◎県は、県域・地域で活動する様々な人(主体)をネットワーク化しつなぎ合わせることで、地域における総合的支援力の向上を図り、県域の地域福祉を推進する。



### 3. 対象者

- 高齢者、障害のある人、子育て中の人等に加え、各福祉制度の狭間で支援が行き届かない人等を含め、地域で暮らしているすべての人を計画の対象とします。

#### 《参考》社会福祉法（抜粋）

##### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

##### （都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項